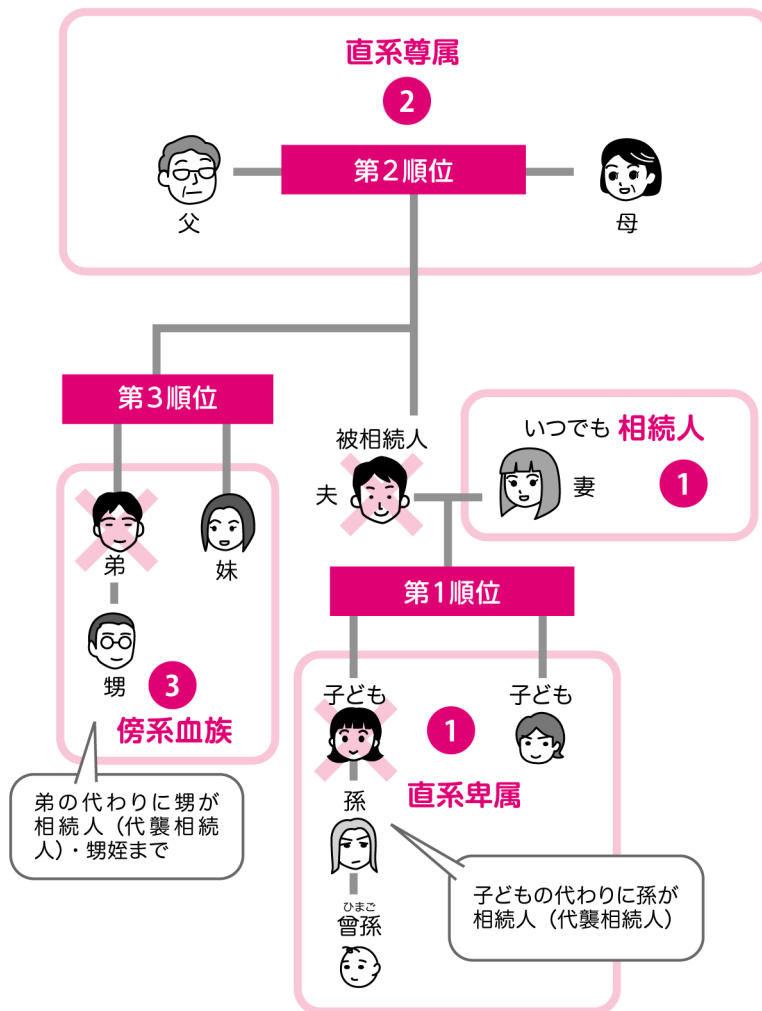


修正後の 16 ページ

相続人と相続人の順位

相続人を確認しよう！



☆配偶者は常に相続人になる。
 その他の人は、①→②→③の順、同じグループ内では被相続人に近い順から相続人になる。

修正後の 18 ページ

◆ 代襲相続とは？

相続人の子どもが、親に代わって相続人になる場合があります。これを「代襲相続」といいます。①相続人がすでに死亡しているとき（以前死亡）、②相続権を失っているとき（欠格・廃除）に代襲相続となります。もし、子どもが死亡していれば子どもに孫が相続人になります（再代襲）。もし、その孫が死亡していれば曾孫が相続人になります。このように直系卑属（子や孫）は何代でも代襲できます。しかし、兄弟姉妹が相続人の場合には、その子ども（甥姪）までは代襲相続することができませんが、甥姪の子どもは代襲できないため、相続人にはなれません。

◆ 相続人になれない人

「欠格」と「廃除」になると、本来なら相続人になれる人であっても相続人になれません。

▼ 「欠格」になるとき（手続きをしなくても自動的に相続権を失う）

- ・ 被相続人を詐欺や強迫して遺言させたり、変更・取消しなどをさせた
- ・ 遺言書を偽造・変造した、遺言書を破棄した、隠した
- ・ 被相続人や相続人を殺害したり、殺害しようとした

▼ 「廃除」になるとき（虐待、著しい非行などで被相続人の意思によるもの）

被相続人を虐待していた人、重大な侮辱を与えた人、著しい非行があった人などが相続人